

改正

令和７年８月１日告示第410号

始良市「週休２日」試行工事実施要綱

(趣旨)

第１条 この告示は、建設業界への若手技術者の入職が減少する中、本市が発注する工事における労働環境改善の取組として、週休２日の体制が可能な環境づくりを推進するために実施する「週休２日」試行工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 週休２日 対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (２) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。
 - ア 夏季休暇３日間及び年末年始６日間
 - イ 工場製作のみを実施している期間
 - ウ 工事の全部を一時中止している期間
 - エ 発注者による緊急・応急的な指示により現場作業を余儀なくされる期間
- (３) ４週８休 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5パーセント（28日中８日）の水準の状態をいう。
- (４) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検などの現場管理上必要な作業のほか、降雨や降雪などの悪天候を要因に１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状況をいう。ただし、現場事務所での事務作業を除く。

(対象工事)

第３条 「週休２日」試行工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、本市（以下「発注者」という。）が発注する工事のうち、次の各号に掲げる工事において、それぞれ当該各号に定める根拠に基づき実施するものとする。ただし、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、この限りでない。

- (１) 農業土木工事及び森林土木工事 本告示
- (２) 一般土木工事（水道事業部が発注する工事を含む。）及び営繕工事 鹿児島県が定める要

領

(発注形式)

第4条 対象工事は、発注者指定方式により発注することを原則とする。ただし、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望方式で発注することができる。

(1) 発注者指定方式 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

(2) 受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の実施の有無を決定する方式をいう。

2 発注者は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

(実施手続)

第5条 発注者指定方式の受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表」(以下「計画実績表」という。)を発注者に提出するものとする。

2 受注者希望方式の受注者は、施工計画書の提出前に工事打合簿により発注者と協議し、「週休2日」試行工事の実施の有無を決定しなければならない。なお、「週休2日」試行工事に取り組む受注者は、施工計画書の提出時に4週8休以上の休日の取得計画を記載した計画実績表を発注者に提出する。

3 前項の場合において、「週休2日」試行工事を実施しないときは、次項から第6項までの規定は適用しない。

4 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。

5 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

6 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した計画実績表を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第6条 週休2日の確保に取り組む工事において、次の各号に定めるそれぞれの経費は、別表第1の補正係数により算出するものとする。

(1) 発注者指定方式

ア 発注者は、4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

イ 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。

(2) 受注者希望方式

ア 発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休以上の休日を確保した場合は、補正係数を各経費に乗じた上で変更するものとする。

イ 4週8休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、変更の対象としない。

2 前項に規定するもののほか、市場単価方式及び土木工事標準単価による積算に当たっては、別表第2に示す補正係数を乗じるものとする。

（工事成績評定の取扱い）

第7条 発注指定方式は、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて、始良市建設工事成績評定規程（平成22年始良市訓令第54号）第4条に規定する工事成績評定表及び細目別評定採点表（以下「工事成績評定表等」という。）における考査項目「7. 法令遵守等」の「その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。

（1）提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合

（2）受注者の責めにより週休2日を確保できない場合

（実施証明）

第8条 週休2日を達成した場合、実施内容を記載した週休2日実施証明書（別記様式）を発行する。

（留意事項）

第9条 週休2日試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

（1）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等は行わない。

（2）発注者は、受注者から協議等を求められたときは、速やかに対応する。

（3）施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。

（4）資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の下請工事に該当しないものは、現場での作業の対象としない。

（5）発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

2 令和9年4月1日以降に発注手続（執行伺）を行う案件は、受注者希望方式は採用しない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年8月1日告示第410号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前の始良市「週休2日」試行工事実施要綱の規定に基づき「週休2日」試行工事を実施している一般土木工事（水道事業部が発注する工事を含む。）及び営繕事業については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

項目	農業土木	森林土木
【労務費】	1.02	1.05
【機械経費（賃料）】	1.02	1.04
【共通仮設費】	1.02	1.04
【現場管理費】	1.05	1.06

別表第2（第6条関係）

1 農業土木

（1）市場単価方式の補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01

防護柵設置工（落石防止網）		1. 01
防護柵工 （ガードパイプ）	設置	1. 00
	撤去	1. 02
道路標識設置工	設置	1. 00
	撤去・移設	1. 02
道路付属物設置工	設置	1. 01
	撤去	1. 02
法面工		1. 01
吹付砕工		1. 01
軟弱地盤処理工		1. 01
橋梁用収縮継手装置設置工		1. 01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 02
橋面防水工		1. 01

（２） 土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数
区画線工		1. 02
排水構造物工		1. 02
コンクリートブロック積工		1. 02
構造物とりこわし工	機械	1. 02
	人力	1. 02
鋼橋塗装工		1. 01

２ 森林土木

（１） 市場単価方式の補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 05
鉄筋工（ガス圧接）		1. 04
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
防護柵設置工	設置	1. 04

(横断・転落防止柵)	撤去	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.03
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工(ロックボルト)		1.03

(2) 土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数
区画線工		1.05
高視認性区画線工		1.02
排水構造物工		1.05
コンクリートブロック積工		1.05
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02

年 月 日

様

始良市長

週休2日実施証明書

下記の工事について、週休2日の実施を証明する。

記

1 工事名：

2 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日

3 完成年月日： 年 月 日